

## 中部圏霧島市ふるさと会 会則（案）

- 第1条（名称および構成員）本会は、中部圏霧島市ふるさと会と称し、鹿児島県霧島市出身者や霧島市にゆかりのある人、霧島市を好きな人で主に中部圏在住者を会員とする。
- 第2条（目的）本会は、会員の交流、親睦を図るとともにふるさと霧島市との絆を深め、併せてふるさと霧島市の振興発展に寄与することを目的とする。
- 第3条（事業）本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 会員間の交流、親睦を図るための諸行事の開催
  - (2) ふるさと霧島市の振興に関する諸政策、観光キャンペーン等への協力
- 第4条（会の運営費用）本会の運営費用は次の収入をもって充て、会費は徴収しない。
- (1) 本会の運営費用は諸行事への参加者からの寄付金等を充てる。
  - (2) 諸行事の開催費用は参加者から参加費用を徴収する。
- 第5条（役員、幹事）本会に次の役員を置き、会長を議長とする役員会を構成する。
- (1) 名誉会長 1名 (2) 会長 1名 (3) 副会長 若干名 (4) 会計監査役 2名
  - (5) 幹事長 1名 (6) 幹事 若干名 (7) 事務局長 1名 (8) 事務局次長 1名 (9) 会計 1名
2. 幹事長は必要に応じて幹事会を開催する。
  3. 必要と認めた場合、顧問、相談役などの役員を会長が任命できるものとする。
  4. 必要であれば、1項の役員を補佐する役員を役員会で指名できる。
- 第6条（役員任期）役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第7条（役員選出方法）会長、副会長、幹事長、会計監査役、会計、事務局長は役員会で選出し、総会に報告する。
2. 名誉会長は霧島市長とする。
  3. 選任された幹事長は幹事を、事務局長は事務局次長を推薦し、役員会に報告する。
- 第8条（事務局）事務局は中部圏内に置く。
- 第9条（会務）会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合、会務を代行する。
  3. 幹事長は、幹事による幹事会を招集し会務の運営全般を統括する。
  4. 幹事は、会の実務に協力する。
  5. 会計は、会の会計全般に関する事務を取り扱う。
  6. 会計監査役は、会の会計全般に関する監査を行う。
  7. 事務局長は、会の運営全般に関する事務を取り扱う。
  8. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 第10条（会議）本会の会議は、定期総会、役員会及び幹事会とする。
- (1) 定期総会は、本会の会員で構成し会長が召集する。
  - (2) 会長は会則の改廃、予算、決算、事業計画等を役員会で議決の上、定期総会で報告する。
  - (3) 役員会は、必要に応じ会長が召集する。会長の認める会員も役員会に参加できる。
  - (4) 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集し会則の改廃、事業計画等を議決し、役員会に報告する。
- 第11条（その他）この会則に定めのない重要な事項については、役員会が定める。
- （附則）この会則は平成27年9月13日開催の設立総会の議決により実施する。

## 中部圏霧島市ふるさと会 役員（案） ※敬称略（ ）は出身地

- |                 |              |                |
|-----------------|--------------|----------------|
| ●名誉会長 霧島市長 前田終止 | ●幹事 本吉雄一（横川） | ●幹事 伊弁田秀雄（福山）  |
| ●会長 中村義光（福山）    | ●幹事 川添清巳（横川） | ●幹事 岩切哲男（宮崎）   |
| ●副会長 瀬戸口彰（横川）   | ●幹事 松田正義（牧園） | ●会計監査 荻迫綾子（溝辺） |
| ●幹事長 板元 実（福山）   | ●幹事 西村 剛（牧園） | ●会計監査 西山正子（隼人） |
| ●幹事 平野邦弘（国分）    | ●幹事 中筋俊子（霧島） | ●事務局長 櫻川浩一（福山） |
| ●幹事 末元重行（溝辺）    | ●幹事 徳田裕治（隼人） | ●会計 上野光子（溝辺）   |
| ●幹事 重丸美利（溝辺）    | ●幹事 西山真市（隼人） | ●顧問 新屋紀武（県人会長） |